

PwC Tax Insight (No.3/2021)

新型コロナウイルス感染拡大-雇用主および被保険者に対する社会保障基金の拠出金率引下げ

Issued Date: 26 Jan 2021

2020年12月30日、労働省から省令第30号が発行され、社会保障基金の拠出金率が引き下げられました。

新型コロナウイルス(COVID-19)の新たな感染拡大の影響から雇用主および被保険者の負担を軽減するため、労働省は2020年12月30日に省令第30号を発行し、2021年1月から2021年3月までの間、雇用主および被保険者の社会保障基金の拠出金を減額する事を以下のとおり定めました。

期間	従業員 拠出金率	雇用主 拠出金率
2021年 1月～3月	3% (最高拠出額 450バーツ/月)	3% (最高拠出額 450バーツ/月)
2021年 4月以降	5% (最高拠出額 750バーツ/月)	5% (最高拠出額 750バーツ/月)

また、自己で保険に加入する被保険者は、2021年1月から3月の間の月々の拠出額が432バーツから278バーツに減額されます。

期間	自己加入保険者 拠出金率
2021年 1月～3月	278バーツ/月
2021年 4月以降	432バーツ/月



より詳しい情報、または個別案件への取り組みにつきましては下記担当者にご連絡ください。

PricewaterhouseCoopers (Tel) 0 2844 1000 / (Fax) 0 2286 2666



日本企業部 (Direct Telephone)

魚住 篤志
(0 2844 1157/Mobile:08 18220338)
atsushi.uozumi@pwc.com

武部 純
(0 2844 1209/Mobile:08 48747425)
jun.takebe@pwc.com

加藤 夏樹
(0 2844 1268/Mobile:06 5936 6202)
natsuki.k.kato@pwc.com

名賀石 樹
(0 2844 1366/Mobile:09 22490014)
tatsuki.nakaishi@pwc.com

小島 大佑
(0 2844 1269/Mobile:08 45554601)
daisuke.k.kojima@pwc.com

松永 大輔
(0 2844 1276/Mobile: 06 14025042)
daisuke.m.matsunaga@pwc.com

木村 洋平
(0 2844 1275/Mobile: 06 55044572)
yohei.a.kimura@pwc.com

原 亜記子
(0 2844 2125/Mobile: 08 02739102)
akiko.hara@pwc.com

川又 麻美
(0 2844 1321)
asami.kawamata@pwc.com

* この日本語版レポートは日系企業の皆様を対象に英語版のオリジナルを翻訳したものです。英語版と日本語版との間に齟齬がある場合は英語版を優先します。また、タイ国における法令の改正動向等の情報提供を目的に発行されたものであり、全ての事例に対して適用されない場合があります。特定の案件につきましては、別途弊社までご相談下さい。弊事務所の許可なくこのレポートの全部又は一部を転載することを禁止します。ご不明の点がありましたら、弊事務所(電話番号 : (662) 844-1000)までお問い合わせ下さい。